

三次市教育委員会議案第 26 号

平成 23 年度就学児等の措置について

学校教育法施行令第 5 条及び第 11 条の規定により、障害のある児童生徒の就学について、別紙のとおり提案する。

平成 22 年 12 月 14 日提出

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基